

(陳受31第13号)

成年後見人制度に関する陳情

受理年月日

令和元年8月28日

陳情者

陳情の要旨

私は、武蔵野市職員の誘導によって家族が裁判所に申し出てしまい、家族崩壊寸前の苦勞をした者として陳情いたします。

先日、市長への手紙、市議会議員の皆様へもお知らせしたところですが、現在この制度によつての重大な被害が広がっております。他の自治体が情報を得て様子見をしている中で、武蔵野市は認識のないまま第六期長期計画の案にのせ、その後委員会を続けて進めようとしていることに、市と市民への悪影響の危機を覚え、市や個人の力の及ばないところに人権・財産を手放すことが多大となっている現状認識をして、「成年後見人制度の推進を控えて様子見施策をすること」を陳情いたします。

安易な推進をすれば、市への告訴にもつながり、職員に罪を負わせ、市民の生活を破壊し、他者に財産を奪われることとなります。何もしない裁判所が一方的に決めた専門職に定額が支払われる上、他者が本人に成りかわって意思決定ができることは、危険きわまりありません。かねて市長への手紙で意見、参考文献を出していましたが、国の閣議決定は振りかざすものではなく、地方自治、市民の基本的な人権を尊重して、武蔵野市独自の知恵を出して安易に推進をしないで、市の名誉を保たれることを重ねて要望いたします。